

【注意】

(所得証明書について)

被扶養者の認定・資格確認の際の収入証明書は、必ず市区町村の発行する『所得証明書』をお願いします。
「給与所得等に係る市民税・県民税徴収税額の決定・変更通知書」等では「使用目的が異なるため、所得証明書に代えることはできない。」という市区町村担当者の見解をいただいています。

(特別認定継続申請書について)

平成19年度からは被扶養者全員を対象とした資格確認調査を実施していますので、認定要件の異なった(扶養手当上の扶養親族でなくなる)際に提出していただいた『特別認定継続申請書』は不要となっています。

育児休業手当金いわゆる “パパ・ママ育休プラス”について

平成22年6月30日より

両親が共に育児休業をとったときの育児休業手当金支給の特例

パパ・ママ育休プラスってどんな制度なの？

「育児休業の対象となる子のお父さんとお母さんが共に育児休業を取得する場合に、お父さんに対する育児休業手当金の支給期間を延長することができる」制度です。

支給期間はいつまで延長されるの？

お父さんに対する育児休業手当金は、1年を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで支給されます。
ただし、「対象となる子が1歳に達する日以前に、配偶者が育児休業を取得している」ことが前提要件となります。

今までは対象となる子に対して父母のどちらか一人しか育児休業がとれなかったから、二人で育児休業がとればお母さんの負担も少し軽くなりますね！



上記に該当する場合は、通常の育児休業手当請求書のほかに2点の書類を追加して提出願います！

【提出書類】

- ・ 育児休業手当金請求書
- ・ 世帯全員について記載された戸籍謄本の写し又は住民票の写し
- ・ 配偶者の当該子に係る育児休業取扱通知書の写し又は辞令の写し等、配偶者の育児休業の取得を確認できる書類